

重要事項説明書

医療法人社団 清宮医院
介護老人保健施設山王ライフ

介護老人保健施設重要事項説明書

【令和8年2月1日現在】

介護老人保健施設山王ライフをご利用されるに当たり、ご利用されるご本人及びご家族の方に対し、当施設をご理解いただくとともに運営の概要やサービスの内容など重要事項についてご説明させていただくものです。

事業所名	介護老人保健施設 山王ライフ
所在地	群馬県前橋市山王町133番地
介護保険事業者番号	1050180098
代表者名	理事長 清宮 和之
管理者名	施設長 清宮 怜
連絡先	TEL 027-266-8611
	FAX 027-266-8612

1. 事業の目的及び施設運営方針

当施設の目的は、看護・医学的管理の下で介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、一日でも早く家庭での生活に戻れることができるように支援することです。また、当施設は利用者の方々が居宅での生活を一日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーション、訪問リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

当施設の運営方針は、老人福祉処遇の質の向上に努めることです。当施設は、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供し、サービス等の評価を行い、常に改善を図るよう努めます。また、家庭と病院との中間処遇をベースにした介護を行います。医療と福祉の機能を十分に備えた施設の位置づけにおける処遇を行います。医療の偏重（過剰医療・過小医療）を避け、生活援助の場としての

施設を原則にバランスのとれた処遇に努めます。

2. 施設の職員体制

山王ライフの従業員の職種、その内容及び職員数は、別表1のとおりです。

3. 施設の概要・入所定員・通所定員

- (1) 建物：鉄筋コンクリート構造
- (2) 入所定員（短期入所を含む。）：95名（うち認知症専門棟35名）
- (3) 療養室：個室4室、1人部屋4室（トイレ付）、2人部屋2室（トイレ付）、
3人部屋1室、4人部屋20室
全室ナースコール設置
- (4) 通所定員：40名

4. サービスの内容

当施設において提供される主なサービスは、次のとおりです。

- (1) 施設サービス計画の立案
- (2) 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案
- (3) 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
- (4) 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画の立案
- (5) 食事（食事は原則として食堂でお取りいただきます。）
朝食 7時45分から
昼食 12時00分から
夕食 18時00分から
- (6) 入浴（一般浴槽のほかに入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応いたします。入所者は週2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- (7) 医学的管理・看護
- (8) 介護（退所時の支援も行います。）
- (9) 機能訓練（リハビリテーション・レクリエーション）
- (10) 相談援助サービス
- (11) 利用者が選定する特別な食事の提供
- (12) 理容サービス（毎月希望する方に理容サービスを実施しております。）
- (13) 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由によりご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
- (14) 行政手続代行
- (15) その他、これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に

利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

5. 利用料、その他の費用

①施設利用料金

※施設サービスを利用された場合の利用料は、厚生大臣が定める介護報酬告示上の額となります。

②その他費用の額

上記①②の料金・費用については、別表2のとおりです。

6. お支払い方法

料金、費用は1か月ごとに計算し、毎月15日に前月分の請求書を発行いたします。以下のいずれかの方法にてその月の25日までにお支払いください。お支払いいただいた後に領収書を発行いたします。銀行口座からの引き落としを選択された場合、概ね2か月後に自動振替が開始します。自動振替が開始されるまでは、現金支払い又は指定の銀行口座への振込にてお支払いください。

- ① 窓口での現金支払い
- ② 指定の銀行口座への振込払い
- ③ 銀行口座からの引き落とし

7. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関及び歯科医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

① 協力医療機関

名 称 山王リハビリテーション病院
住 所 群馬県前橋市山王町133番地

② 協力医療機関

名 称 大山クリニック
住 所 群馬県前橋市山王町二丁目20番地16

③ 協力歯科医療機関

名 称 清宮歯科医院
住 所 群馬県前橋市天川原町二丁目237番地10

8. 施設利用に当たっての留意事項

・面会

面会時間は、午前10時から午後4時までとなっております。面会の際には受付にあります受付票にお名前等をご記入ください。

- ・ 外出・外泊

- ① 外泊につきましては、下記のとおりとなります。

- 外泊時費用：通常のサービス料金に代えて外泊時費用をいただきます。また外泊中は別途「居住費」がかかります。（別表2参照）ただし、外泊初日と施設に戻られた日は、入所日同様の扱いとなり、外泊扱いになりません。

- ② 外出・外泊の際は、サービスステーション又は事務受付にあります届出書にご記入ください。

- ・ 飲酒・喫煙

- 駐車場を含めた施設内ではご遠慮ください。

- ・ 火気の取り扱い

- 施設内への可燃物及び危険物の持ち込みはしないでください。

- ・ 設備・備品の利用

- 施設内の設備及び備品を利用される場合は、サービスステーションにご相談ください。

- ・ 衣類の持ち込みについて

- 当施設では、衣類等全てに対しウールや毛等の混入の衣類をご遠慮させていただいております。（業者洗濯や汚染時の施設洗濯時、乾燥機を使用しますので縮んでしまうおそれがあります。）

- アクリルやポリエステル、綿等の衣類をお持ちいただきますようお願いいたします。また、持ち物全てに『フルネーム』でご記入していただきますよう、お願いいたします。紛失した場合には責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。

- ・ 飲食物の持ち込みについて

- 管理栄養士により一日のカロリー摂取量や水分摂取量を管理しているため、利用者に対する飲食物の持ち込みはお断りしております。

- 外部から持ち込まれた飲食物を利用者がしまい込み、腐食した状態で職員が発見するという見受けられます。ご理解のほどお願いいたします。（なお、一部の利用者につきましては、施設側から家族へ持ち込みを依頼する場合がございます。）

- ・ その他所持品・備品の持ち込み

- 高価な所持品は、極力持ち込まないようにお願いいたします。

- 備品については、施設の物を利用するようお願いいたします。

- ・金銭・貴重品の持ち込み

施設内においては、現金を使用することなく快適な生活を送っていただけるようになっております。紛失等の危険がありますので、大金及び貴重品の持ち込みはご遠慮ください。所持金品や貴重品の紛失について当施設では責任を負いかねますのでご了承ください。

- ・外出・外泊時の施設外での受診

当施設入所中に他の医療機関を受診され、又は投薬を受けますと、医療保険が適用されない場合がありますので、緊急時を除いては必ず施設にご相談ください。

- ・ペットの持ち込み

禁止といたします。

- ・職員へのハラスメント行為

以下のようなハラスメントは固くお断りいたします。ハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。信頼関係を築くためにもご協力をお願いいたします。

- ① 身体的暴力・・・身体的な力を使って危害を及ぼす行為（例：コップを投げつける。たたく。唾を吐く。）
- ② 精神的暴力・・・個人の尊厳や人格を態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為（例：怒鳴る。威圧的な態度で文句を言い続ける。理不尽なサービスを要求する。）
- ③ セクシャルハラスメント・・・意に沿わない性的誘いかけ、好意的な態度の要求等、性的な嫌がらせ行為（例：必要もなく手や腕を触る。抱きしめる。卑猥な言動を繰り返す。）

- ・居室、療養棟の変更について

感染症等が発症し、他の入所者へ感染するおそれがある場合は、個室への変更をお願いすることがあります。また、身体や精神的状況により、他の入所者への迷惑がかかり共同生活が困難になった場合は、療養棟の変更や退所をお願いすることがあります。

9. 施設としての対策

- ・非常災害対策

- ①防火設備

防火器具（消火器・屋内消火栓）・スプリンクラー設備・自動火災報知器設備・消防機関への火災通報設備・非常放送設備・誘導灯・避難用滑り台・

自家発電設備・防排煙制御設備

②防災訓練

年2回実施します。（うち1回は夜間想定訓練となります。）

・業務継続計画の策定

感染症や非常時災害の発生時において、利用者に対する介護保険サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、従業員に対し周知、必要な研修を行っています。また、必要に応じた定期的な業務継続計画の変更を行います。

・衛生管理対策

感染対策委員会を設置し、施設内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう指針を整備し、マニュアルに基づき従業員に対する研修を行っています。

・褥瘡対策

施設サービス等の提供に当たり褥瘡が発生しないよう、適切な介護を行うとともに、褥瘡対策のための指針を整備し、褥瘡に関する教育を行っています。

・虐待の防止対策

- ① 虐待の発生又はその再発を防止するため、指針の整備、虐待防止検討委員会を設置し、従業員に対する研修を定期的に行っています。
- ② サービス提供中に従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報します。

・身体拘束について

- ① サービス提供に当たり、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行いません。
- ② やむを得ず身体拘束等行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

10. 禁止事項

当施設では、多くの方々に安心して療養生活を送っていただくために利用者の方の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止いたします。

1 1. 秘密保持

当施設とその職員は、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、次の各号に掲げる情報提供について当施設は、利用者及び身元引受人からあらかじめ同意を得た上で行うこととします。

- ① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への医療情報の提供
- ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等（なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します）

1 2. サービスの質の向上

当施設は、自らその提供する施設サービス等の質の評価を山王ライフ評価委員会の組織のもと行い、常にその改善を図るものとする。また、山王ライフ評価委員会は従業員以外の者をもって組織し、その評価は公表するよう努めるものとする。

1 3. 事故発生時の対応

当施設では、万全の体制でサービス提供に当たっておりますが、万一事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族及び関係市町村等に連絡するとともに、事故に遭われた方の救済、事故の拡大防止等必要な措置を講じます。また、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、誠意をもって速やかに損害賠償を行います。

1 4. 苦情処理体制

当施設が提供するサービスに対し苦情又は要望等がある場合には、支援相談員、又は各担当者にご相談ください。

電話 027-266-8611 相談室

各市町村の介護保険課担当	・・・前橋市	027-224-1111（代表）
	・伊勢崎市	0270-24-5111（代表）
	・玉村町	0270-65-2511（代表）
	・高崎市	027-321-1111（代表）
国保連合会（平日午前9時～午後4時30分）		027-290-1323

本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

法人所在地	群馬県前橋市紅雲町二丁目12番10号
法人名	医療法人社団 清宮医院
代表者氏名	理事長 清宮 和之 印
事業所所在地	群馬県前橋市山王町133番地
事業所名	介護老人保健施設 山王ライフ
説明者名	印

上記内容の説明を事業所から確かに受け、
内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者名	
住所	
氏名	印

身元引受人	
住所	
氏名	印（続柄 ）

連帯保証人	
住所	
氏名	印（続柄 ）

別表1（運営規定 第9条・重要事項2・利用約款別紙1関係）

山王ライフの従業員の職種等

職 種	職 務 の 内 容	員 数		
管 理 者	山王ライフの従業員の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。	1人以上 (施設長兼任1人)		
医 師	利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。	1人以上 (管理者兼任1人)		
看 護 職 員	医師の指示に基づき、投薬、検温、血圧測定等の業務及び施設サービス計画等に基づく看護・介護を行う。	入所 9人以上	通所 1人以上	
介 護 職 員	施設サービス計画等により医学的管理に基づく介護を行う。	入所 14人以上	通所 6人以上	
支 援 相 談 員	利用者及び家族からの処遇上の相談に適切に応ずるとともに、入退所事務等を行う。	1人		
理 学 療 法 士 作 業 療 法 士 言 語 聴 覚 士	リハビリテーションプログラム等を作成し、理学療法、作業療法、言語聴覚療法、その他の必要なリハビリテーションを計画的に行う。	入所 4人以上	通所 3人以上	訪問 2人以上
薬 剤 師	医師の指示に基づき、薬剤の管理及び服薬指導等を行う。	1人		
管 理 栄 養 士	献立の作成、栄養指導、嗜好調査等利用者の食事・栄養管理を行う。	1人以上		
介 護 支 援 専 門 員	施設サービス計画等の原案を作成し、その他ケアマネジメントを行う。	1人以上		
事 務 員	庶務、会計、介護報酬請求等の事務を行う。	4人以上		
そ の 他 職 員	施設内等の清掃等を行う。	5人以上		

上記は令和7年11月1日現在である

利用料金表

介護老人保健施設 山王ライフ 《入所》

1. 基本料金、加算・減算料金

サービス内容		単位数	備考
介護保険施設サービス費 (多床室) (個室)	要介護1	(多) 871単位 (個) 788単位	
	要介護2	947単位 863単位	
	要介護3	1,014単位 928単位	
	要介護4	1,072単位 985単位	
	要介護5	1,125単位 1,040単位	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	/日	51単位	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	/日	22単位	
協力医療機関連携加算		50単位	
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ)		33単位	
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)(Ⅱ)		3単位 13単位	褥瘡の発生が、ある→(Ⅰ)ない→(Ⅱ)
排せつ支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)	/月	10単位 15単位 20単位	排泄の支援状態による
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)		60単位	
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)		5単位	
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の7.1%を加算	
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	/日	258単位	入所日より3月以内に実施した場合に算定
初期加算(Ⅰ)(Ⅱ)	/日	60単位 30単位	入所後30日算定
安全対策体制加算	1回限り	20単位	
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)(Ⅱ)	1回	450単位 480単位	実施した場合に算定
療養食加算	1回	6単位	該当者に限る(※1日3回を限度)
認知症ケア加算		76単位	専門棟入所者に限る
外泊時費用		362単位	初日と最終日を除く日数を算定(※月6日を限度)
所定疾患施設療養費(Ⅱ)		480単位	実施した場合に算定(※月10日を限度)
緊急時治療管理		518単位	実施した場合に算定(※月3日を限度)
認知症行動・心理症状緊急対応加算	/日	200単位	該当者に限る(※入所日より7日を限度)
ターミナルケア加算(死亡日31日前～45日前)		72単位	実施した場合に算定
ターミナルケア加算(死亡日4日前～30日前)		160単位	
ターミナルケア加算(死亡日2日前～3日前)		910単位	
ターミナルケア加算(死亡日)		1,900単位	
経口移行加算		28単位	実施した場合に算定
経口維持加算(Ⅰ)(Ⅱ)	/月	400単位 100単位	実施した場合に算定
自立支援促進加算	/月	300単位	実施した場合に算定
退所時栄養情報連携加算	月1回	70単位	情報提供した場合に算定
再入所時栄養連携加算		200単位	連携をとった場合に算定
退所時情報提供加算(Ⅰ)(Ⅱ)		500単位 250単位	情報提供した場合に算定
入退所前連携加算(Ⅰ)(Ⅱ)	1回限り	600単位 400単位	情報提供した場合に算定
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)イ(Ⅰ)口		140単位 70単位	該当者に限る
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)(Ⅲ)		240単位 100単位	

※合計単位数に10.14円(地域区分7級地)を乗じた額(小数点以下切捨て)の各利用者の負担割合に応じた額がご利用者負担となります。

利用料金表

介護老人保健施設 山王ライフ《短期入所療養介護》

1. 基本料金、加算・減算料金

サービス内容			単位数		備考	
介護予防短期入所療養介護費 (多床室) (個室)	要支援1	/日	(多) 672単位	(個) 632単位		
	要支援2		834単位	778単位		
短期入所療養介護費 (多床室) (個室)	要介護1		902単位	819単位		
	要介護2		979単位	893単位		
	要介護3		1,044単位	958単位		
	要介護4		1,102単位	1,017単位		
	要介護5		1,161単位	1,074単位		
個別リハビリテーション実施加算				240単位		実施した場合に算定
認知症ケア加算(要介護のみ)				76単位		専門棟入所者に限る
認知症行動・心理症状緊急対応加算			/日	200単位		該当者に限る(※入所日より7日を限度)
緊急短期入所受入加算(要介護のみ)				90単位		該当者に限る(※入所日より14日を限度)
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)				51単位		
送迎加算		片道	184単位		施設送迎を利用した場合に算定	
療養食加算		1回	8単位		該当者に限る(※1日3回を限度)	
緊急時治療管理		/日	518単位		実施した場合に算定(※月3日を限度)	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)			22単位			
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		/月	所定単位数の7.1%を加算			

※合計単位数に10.14円(地域区分7級地)を乗じた額(小数点以下切捨て)の各利用者の負担割合に応じた額がご利用者負担となります。

2. 食費・居住費

限度額認定	区分	居住費(日額)			食費(1食)		
		多床室	2人部屋	1人部屋	朝	昼	夜
介護保険負担 限度額認定者	第1段階	なし	1,100円	1,650円	300円/日		
	第2段階	430円	1,530円	1,650円	600円/日		
	第3①段階	430円	1,530円	2,470円	1,000円/日		
	第3②段階	430円	1,530円	2,470円	1,300円/日		
認定なし	第4段階	690円	1,790円	2,828円	490円	800円	860円

※2人部屋・1人部屋には特別室料の1,100円が含まれています。

3. その他料金

項目		金額	備考
日用品諸雑費	/日	290円	シャンプー、ボディークリーム、おしぼり、ペーパータオル等
教養娯楽費		170円	レクリエーション材料費等
電気代		66円	使用者のみ
施設洗濯代	1回	690円	使用者のみ(ご家族洗濯にご協力ください)
理美容代		1,500円	散髪者のみ

利用料金表

介護老人保健施設 山王ライフ《デイケア》

1. 基本料金、加算・減算料金

サービス内容			単位数			備 考	
			要支援1	要支援2	要介護		
介護予防通所リハビリテーション費	要支援	/月	2,268単位	4,228単位			
通所リハビリテーション費 (9:00~16:00の場合)	要介護1	/日			762単位	8時間利用以降、 延長1時間ごとに 50単位を加算	
	要介護2				903単位		
	要介護3				1,046単位		
	要介護4				1,215単位		
	要介護5				1,379単位		
リハビリテーション提供体制加算		/日			28単位		
入浴介助加算(Ⅱ)					60単位		
科学的介護推進体制加算		/月	40単位		40単位		
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)			所定単位数の8.3%を加算				
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		/月・日	88単位	176単位	22単位		
口腔機能向上加算(Ⅱ)			160単位		160単位	該当者に限る(※月2回を限度)	
送迎減算		片道			▲47単位	家族送迎の場合に算定	
リハビリテーションマネジメント加算(イ)6ヶ月以内		/月			560単位	該当者に限る ※医師が利用者またはその家 族に説明し、同意を得た場 合、別途270単位/月を算定	
リハビリテーションマネジメント加算(イ)6ヶ月超					240単位		
リハビリテーションマネジメント加算(ロ)6ヶ月以内					593単位		
リハビリテーションマネジメント加算(ロ)6ヶ月超					273単位		
短期集中個別リハビリテーション実施加算		/日			110単位	実施した場合に算定	
重度療養管理加算					100単位	該当者に限る	
若年性認知症利用者受入加算		/月・日	240単位		60単位	該当者に限る	
退院時共同指導加算		1回	600単位		600単位	退院時1回を限度	
利用開始月から12月を超えた期間の利用		/月	減算なし				要件満たす場合に算定
			▲120単位	▲240単位			要件満たさない場合に算定

※合計単位数に10.17円（地域区分7級地）を乗じた額（小数点以下切捨て）の各利用者の負担割合に応じた額がご利用者負担となります。

2. その他料金

項 目		金 額	備 考
食費(昼食)	1食	800円	朝食：490円、夕食：860円
日用品諸雑費	/日	290円	シャンプー、ボディソープ、おしぼり、ペーパータオル等
教養娯楽費		170円	レクリエーション材料費等
オムツ・パンツ代	1枚	150~160円	S/M：150円、L：160円
尿取りパット代		80円	
理美容代	1回	1,500円	散髪者のみ

【キャンセルについて】

ご利用前日17時以降のご連絡につきましては、**食費を全額請求**させていただきます。
予めご了承ください。

利用料金表

介護老人保健施設 山王ライフ《訪問リハビリテーション》

1. 基本料金、加算・減算料金

サービス内容		単位数		備 考
		要支援	要介護	
訪問リハビリテーション費2	1回（20分）	298単位	308単位	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1回（20分）	6単位		
短期集中リハビリテーション実施加算	/日	200単位		認定日より3月間算定
移行支援加算			17単位	該当者に限る
リハビリテーションマネジメント加算（Ⅱ）	/月		213単位	該当者に限る
退院時共同指導加算	1回	600単位		退院時1回を限度
利用開始月から12月を超えた期間の利用	1回（20分）	減算なし		要件満たす場合に算定
		▲30単位		要件満たさない場合に算定

※合計単位数に10.17円（地域区分7級地）を乗じた額（小数点以下切捨て）の各利用者の負担割合に応じた額がご利用者負担となります。

※事業所の医師がリハビリテーション計画の作成にかかわる診療を行わなかった場合、ご利用1回(20分)毎に▲50単位となります。

※通常の事業の実施地域（前橋市）を越えて行う指定訪問リハビリに要した交通費については、利用者又は家族に対して事前に説明、同意の上、別途、相当する料金を請求させていただきます。